管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050010	アジア諸国からの介護職員初任者研修生の受入れのための在留資格の新設	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七条第一項第二号、別表第一及び別表第二	現行法上、介護職員初任者研修生に付与される在留資格は存在しない。	アジア諸国からの訪問介護員（ヘルパー講座2級研修生＝以後初任者研修生という）受け入れのための規制緩和。 出入国管理及び難民認定法の規制によって、初任者研修生として入国することや、研修終了後実習生として働くことができない。 これらを可能にするため、初任者研修生に対する在留資格の新設を要望する。また在留期間を介護施設での実習2年を含めて3年間としての規制改革を要望する。	【提案理由】2025年には介護職員は現在の1.5倍(250万人)が必要と見込まれ、今後1年間に100万人の介護職員の育成が必要と言われている。 介護労働者を供給する大学、専門学校、高校の福祉分野においては志願者がなく学部閉鎖が相次いでいる。 一方アジア諸国からは介護先進国日本への期待が高い。 日本のヘルパー講座は学問的にもカリキュラムの内容や体系的にもアジア諸国の介護研究者から高い評価を得ている。 アジア諸国では日本のヘルパー講座で介護の基礎知識を学ばせたいとの要望が強い。 日本が抱える深刻な介護労働力不足の現実とアジア諸国からの介護教育への熱い視線などを考える と規制改革によって介護研修生の受入れは将来的にも双方にとって有意義なことである。 福岡に限定した本特区提案が実現すればアジアとの連携強化を標榜している福岡県並びに福岡市としても極めて有意義なことである。 【具体的事業の実施要領】アジア諸国から訪問介護員研修生を受け入れて、以下の要領で初任者研修を行う。 ①予め現地面接により、日常会話などの日本語能力を判断し（日本語検定3～4級を目途）、研修生を選抜する。 ②研修生は来日後1年間は「日本語」と「介護のための日本語」を受講した後「初任者研修講座」を受講する。 ③資格取得後日本の介護施設で2年間実習生（労基法に基づく介護労働者）として働く。 ④3年経過後は原則母国へ帰国する。 ⑤年間の受け入れ人数を100名以内とする。	C	I	ご提案のような、アジア諸国の外国人が介護職員初任者研修生として3年間の技能実習を行うためには、技能実習2号への移行対象職種である必要があるところ、同職種は厚生労働省の告示において規定されるものであり、出入国管理行政を担当する法務省としては、告示された職種に基づき、適切に対応することとなる。 したがって、ご提案の内容について、まずは現行の在留資格「技能実習」による対応が可能か否か検討することが適当であり、あえて在留資格を新設する必要はないものと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①技能実習制度元々（中略）介護は技能移転になじまないとあるが、そのように考えたので在留資格の新設を提案しているのであり回答になっていない。在留資格の新設について見解を伺いたい。 ②介護分野の業務は、評価が確立していないとあるが、介護員を受け入れていない現状で評価が確立していないのは、当然であり回答になっていない。専門的・技術的分野の業務としての評価を確立すべきと考えるが見解を伺いたい。 ③労働市場への影響とあるが介護現場の職員不足の窮状をいかほど把握されてるか具体的資料で開示ください。 ④2025年には100万人介護労働者不足と発表しているが人材確保への具対策を伺いたい。	C	I	在留資格を新たに設けるにあたっては、我が国の産業、国民生活に与える影響等を勘案して、関係省庁間での検討や国民的議論を経た上で行う必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	在留資格の新設に当たっては、関係省庁間での検討や国民的議論を経た上で云々とあるが、国民的議論とは一体どのようなものか？伺いたい。また国内の福祉現場の窮状（人材不足）をどう捉えておられるのかも伺せて伺いたい。提案者としては、早急に在留資格の新設に向けて関係省庁との検討や、国民的議論を行うなど、実現に向けての具体的なスケジュールを示していただきたい。それが示し得ないのであればその理由も伺いたい。	C	I	介護分野に限らず在留資格の新設の検討に当たっては、関連分野における所管省庁の取組や人材の需給に関する考え方を踏まえる必要があり、そのよで、同分野に外国人を受け入れるか否かについて、我が国の産業、国民生活に与える影響等国民生活全体に関する問題として検討する必要がある。		1 0 0 0 2 0 1 0	株式会社インターアジア	福岡県	法務省 厚生労働省